高森町猫の愛護及び地域との共生に関する基準

(目的)

1. この基準は、猫の所有者又は占有者(以下「飼い主」という。)と町と町民の役割を明らかし、町民の快適な生活環境を保持し、周辺に悪影響を及ぼすことなく人と猫が共生する社会の実現を図ることを目的として、必要な事項を示します。

(飼い主の役割)

- 2.1 飼い主は、猫の本能及び習性を理解し、飼い主として猫がその命を終えるまで愛情をもって適正な飼養を図る責任を十分に自覚し、猫が他人に迷惑を及ぼすことがないよう飼養及び管理に努めてください。
 - .2 飼い主は、みだりに猫を捨てないでください。
 - .3 飼い主は、やむを得ず猫を飼養することができなくなったときは、自らの 責任をもって新たな飼い主を探すように努めてください。
 - .4 飼い主は、猫のふん尿を適切に処理するなど、清潔を保ち、周辺の生活環境の保全に努めてください。
- .5 飼い主は、疾病の感染や交通事故など不慮の事故から猫の健康及び安全を 守るため、また、周辺環境の保全の観点からも屋内飼育に努めてください。 (町の役割)
- 3.1 町は猫の適正な取扱いに関する指導及び意識の啓発に努めます。
 - .2 猫のいたずらな繁殖を抑制する活動を支援します。 (町民等の役割)
- 4.1 町民等は猫とのふれあいに際して、他者に迷惑を及ぼすことがないように努めてください。
 - .2 所有者等のない猫に対して、餌の放置など周辺住民の生活環境に悪影響を 及ぼすような行為を行わないようにしてください。
 - .3 猫を飼う人、飼わない人がお互いに心を推し量り、快適に暮らせるように 努めてください。

(猫の登録)

- 5.1 飼い主は、猫を飼養するときは、猫の登録申請書(様式第1号)により、 町長に猫の登録を申請するように努めてください。
 - .2 町長は、前項の規定による登録の申請を受けたときは、飼い主に登録番号を付した登録札及び登録カードを交付します。
 - .3 飼い主は、前項の登録札を当該猫の首輪につけるように努めてください。
 - .4 飼い主は、登録した猫が死亡又はその他の理由により飼養できなくなった とき若しくは町外に転出したときは、第2項の規定により交付された登録札 及び登録カードを添え、猫の登録抹消届出書(様式第2号)により、町長に 届出をしてください。
 - .5 飼い主は、猫の登録した事項に変更が生じたときは、猫の登録事項変更届出書(様式第3号)により、町長に届出をしてください。

(手数料)

6. 猫の登録手数料は、町長が別に定めます。ただし、町長が特に認めたときは、手数料の一部又は全部を免除することができます。

(繁殖制限)

- 7. 飼い主は、適正な飼養が困難となるようなおそれがあるときは、繁殖を防止するための必要な措置をするよう努めてください。 (委任)
- 8. この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。附 則 この告示は、平成30年3月1日から施行する。

猫 の 登 録 申 請 書

年 月 日

高森町長 様

申請者(飼い主) 住 所 (アパート名・番号) 氏 名 電話番号

猫の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

猫の所在地		猫の毛色	
猫の種類		猫の呼び名	
※猫の性別	雄 • 雌	猫の生年月日	
登録年月日	年 月 日	※不妊治療の措置	実 施 · 未実施
登録番号		マイクロチップの 装着	実施・未実施
※区 分	新 規 · 再交付	その他猫の特徴と な る 事 項	

◎備考

- 1 ※印の欄は、該当する字句を○で囲んでください。
- 2 登録番号は記入しないでください。

猫の登録抹消届出書

年 月 日

高森町長様

申請者(飼い主) 住 所 (アパート名・部屋番号) 氏 名 電話番号

猫の登録を抹消したいので、届け出ます。

登 録 年 度	年度	登録番号	
猫の呼び名		※猫の性別 雄	此
登録抹消日	年	月日	
※抹消理由	死亡 ・ 行方不明	譲渡	
	町外転出 その他()

備考

1 ※印の欄は、該当する字句を○で囲んでください。

猫の登録事項変更届出書

年 月 日

高森町長 様

申請者(飼い主) 住 所 (アパート・部屋番号) 氏 名 電話番号

次の登録事項に変更があったので、届け出ます。

登録年度	年度	登録番号				
変更事項	区分		変	更	内	容
猫の飼い主の氏名	変更前					
畑の胡い土の氏石	変更後					
猫の飼い主の住所	変更前	高森町	電話			
油の切り、土の圧力	変更後	高森町	電話			
猫 の 所 在 地	変更前	高森町				
加 切 別	変更後	高森町				
変更年月日			年	月	目	